

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2021年12月20日(月) No.454

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 集まって話し合い元気に年越しを！！

### しっかり学習して確定申告の準備を！ 生々しい税務調査の経験談も飛び交う

12月9日(木)午後1時から、主に飲食業者に絞った申告学習会を開催し、事務局も含め17名の参加で、にぎやかに行われました。この間の愛知県の時短協力金の申請・書き込み会を毎回、行っていましたが、今回の学習会は、時短協力金の雑収入が、全て最低額で受け取っても1000万を超え、所得が大幅に増えることも予測されるため、急きょ開催となりました。最初、大商連の資料を参考にして、「時短協力金の支給額」とその予想額での「所得税・住民税・保険料の計算」の説明では、税金・保険料が400万近くになり、「ええっ、もうお金が残ってないわ」と悲鳴に近い声も。その後は、売上を発生主義にして家事消費も加算すること、時短協力金は雑収入（その他の収入）で加えるなど基本的なことを学び合いました。新しい2分冊の自主計算パンフも使って、経費のチェック、期末棚卸、家事関連費の除外や減価償却なども学習し、特に紛らわしい税金関係は、「経費早見表」も使い、店主勘定と間違えやすいものを確認しました。



後半では、3.13集団申告に一人でも多く参加する重要性や、毎年の会員の増勢が自らの権利・確定申告を守るということも強調し、深め合いました。最近の税務調査の状況を話していると、参加者から、以前強制調査（資料調査課？）らしき調査を受け、下着の引き出しも調べられ、トイレにも自由に行かせてもらえなかったなど、強烈な体験談も話され、改めて、民商の存在や3.13集団申告の意義もさらに深め合いました。

### クリスマス彩るフラワーアレンジメントづくり

12月11日（土）午後2時から、民商婦人部主催の「フラワーアレンジメント」講習会をおこない、14人が参加。講師は、会員のフラワーショップ花園店主の光本さんと、娘の高瀬さんが務め、お孫さんも協力。



参加者は、「上から見て船の形になるように」「花は、つぼみのついた所が茎が長くなるよう、順番にはさみを入れましょう」「花は、必ずボールの中で水切りを」とのアドバイスを聞きながら、「意外とむずかしい」「もったいないと思って長く切りすぎてしまうわ」「我ながら、上手にできた！」とワイワイ喋りながら、熱心に取り組みました。最後は、それぞれ「楽しかったね」「可愛いアレンジができて、嬉しい」と満足のいく出来栄えに。マスク越しですが、満面の笑みで記念撮影。

### 電子帳簿保存法改正2022年1月1日適用「電子データの取引は紙保存NG・・・2年延期」

電子帳簿保存法という法律が改正され、2022年1月から適用されます。ペーパーレス化にともない、帳簿書類をデータで保存するためのルールが変更され、緩和された点、厳しくなった点があります。「そんなの大きな会社だけでしょ？」と思いがちですが、電子データで受け取った取引情報を印刷して紙保存することが認められなくなるのは、すべての業者が対象となります。つまり、通販で買ったものや、相手先からメールできた請求書など、電子データで保存することが必要になるのです。

しかも、ただ電子データをフォルダを作って保存するだけではダメで、保存の際のルールが設けられています。要は、その電子データが訂正や削除などされていないことを証明できないといけません。それで「そんな面倒なことはやりたくない」「相手先が対応できなければどうしようもない」と批判の声が上がった結果、急きょ2年間猶予されることが分かりました。

国の税制大綱では「2年間の宥恕（ユウジョ⇒寛大な心で罪を許すこと）措置」と発表されました。この宥恕という表現にも違和感をおぼえました。